

令和7年12月15日  
区民文教委員会  
区民部戸籍住民サービス課

## 戸籍住民サービス課窓口の混雑緩和対策について

### 1 現 状

戸籍住民サービス課の窓口混雑緩和対策については、令和6年度に電話業務委託の拡大や証明書交付機の導入、窓口お知らせメール・Web予約、住所変更臨時窓口を実施した。令和7年度は、これまでの取組に加え、更に以下の窓口混雑緩和対策を実施する。

### 2 マイナンバー入り住民票のコンビニ交付の開始

これまで、コンビニ交付で対応していなかった「個人番号（マイナンバー）」記載の住民票の交付を可能とすることで、コンビニ交付の更なる利用促進と窓口業務の負担軽減を図る。

○開始時期 令和8年1月中旬

### 3 コンビニ交付手数料の減額

住民票及び印鑑登録証明書のコンビニ交付手数料を、現行の250円から150円とするとともに、コンビニにおいてマイナンバー入り住民票の交付が可能となる来年1月中旬から窓口の混雑期となる5月末日までの間は、10円に減額し、コンビニ交付の更なる利用促進と窓口業務の負担軽減を図る。

#### （1）手数料の改正内容

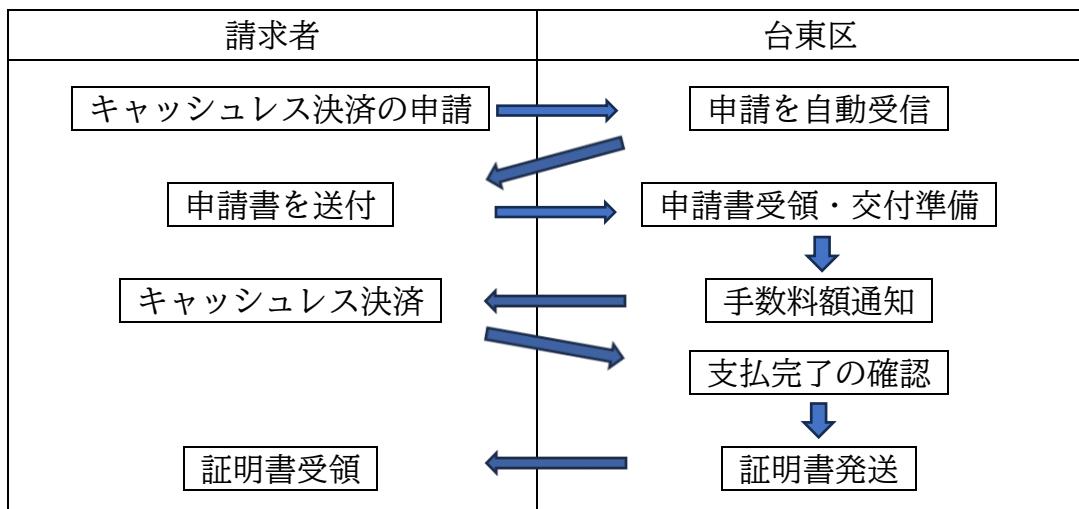
区分	現 行	改正案	1月中旬～5月末日
住民票、印鑑登録 証明書	窓口 コンビニ	300円 250円	— 150円
			10円

（2）施行日 令和8年1月1日

#### 4 郵送請求における支払方法のキャッシュレス化

住民票の写し、戸籍証明書等の郵送請求の手数料の支払方法にクレジットカード等を利用したキャッシュレス決済を追加し、利用者の利便性の向上と収納業務の効率化を図る。

##### (1) キャッシュレス決済の流れ (LoGo フォームを活用)



(2) 開始時期 令和8年1月から

#### 5 住所変更臨時窓口の実施

3月中旬から4月上旬の混雑要因となっている転出手続による混雑を緩和するため、臨時窓口を開設し、来庁者の分散化を図る。

##### (1) 実施日

令和8年3月29日（日） 9時から17時

##### (2) 実施業務

転出手続を集中的に実施するため、住民登録業務及び転出入に付随するマイナンバーカード業務、証明業務、届出業務において、臨時窓口を実施する。

##### (3) その他

来庁者数の平準化を図るため、区ホームページ等において実施日程等の積極的な周知を図る。

#### 6 今後の予定

令和8年1月	広報たいとう、区ホームページ、SNS等による周知
令和8年1月（予定）	郵送請求における支払方法のキャッシュレス化の実施
令和8年1月（予定）	コンビニ交付手数料の減額
令和8年3月29日	臨時窓口の実施

第84号議案 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案				現 行			
番号	事務	額	徴収時期	番号	事務	額	徴収時期
付 則 1及び2 (略) <u>(多機能端末機による印鑑に関する証明等の交付手数料の額に関する特例措置)</u> <u>3 令和8年1月1日から同年5月31日までの間における別表第1の2の項及び19の項の規定の適用については、これらの項中「150円」とあるのは、「10円」とする。</u>				付 則 1及び2 (略) (新設)			
2	(略)	1件につき300円。ただし、多機能端末機（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードを用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設置した端末機をいう。以下同じ。）による場合は、1件につき <u>150円</u>	(略)	2	(略)	1件につき300円。ただし、多機能端末機（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードを用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設置した端末機をいう。以下同じ。）による場合は、1件につき <u>250円</u>	(略)
19	(略)	1件につき300円。ただし、多機能端末機による住民票に関する証明の場合は、1件につき <u>150円</u>	(略)	19	(略)	1件につき300円。ただし、多機能端末機による住民票に関する証明の場合は、1件につき <u>250円</u>	(略)
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。